

令和2年6月29日



全国健康保険協会 沖縄支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

協会けんぽ(全国健康保険協会)とは、主に中小企業の従業員とその家族が加入する健康保険です。平成20年に政府管掌健康保険を引き継いで設立されました。全国で約4,000万人、うち沖縄支部では約59万人が加入しています。

令和元年度沖縄支部の事業者健診(定期健診)結果取得率 全国ワースト1位(暫定値)

～ 事業主様へ 事業者健診(定期健診)結果の提供をお願いします ～

保険者である協会けんぽは、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施し、健診結果に基づき特定保健指導を実施しております。

一方、事業主様は労働安全衛生法に基づき、労働者に対し事業者健診(定期健診)を行っております。この事業者健診結果を協会けんぽに提供することで、結果に基づいた特定保健指導を受けることができます。

事業者健診結果の提供については、高齢者の医療の確保に関する法律に規定されておりますが、事業主様(健康診断を受託した健診機関様も含みます)からの提供件数が少なく、健康診断の受診が特定保健指導に繋がっていないのが現状です。

特に沖縄支部の提供件数の少なさは著しく、令和元年度は、全国47支部中最下位という少なさです。(事業者健診結果取得率:沖縄支部は2.2%(暫定値)で全国平均7.6%(暫定値)の3分の1に満たない状況です。)このことは、健診受診率に反映することができないだけでなく、将来の健康保険料率にも影響を及ぼします。また、生活改善が必要であるにも関わらず、特定保健指導を受ける機会を与えられていない被保険者が多いということもなります。

皆様の大切な従業員の健康づくりのお手伝いをさせていただくため、また、将来の保険料率の低減につなげるために、事業主様におかれましては事業者健診結果の提供についてご協力をお願いいたします。

(事業者健診結果の取得率が低い理由)

事業者健診結果の取得率が低い理由として①結果の提供についての周知不足や、②個人情報を提供することに対する抵抗感などが挙げられます。

(事業者健診結果を協会けんぽへ提供する方法)

事業者健診結果の提供方法は、①事業所で保管されている40歳～74歳の協会けんぽ加入の被保険者の健診結果の写しを郵送等にて協会けんぽへ提供 ②協会けんぽへ結果データ提供に関する同意書を提出(提出された同意書に基づいて協会けんぽが健診機関へ結果データの作成を依頼します)する2つの方法があります。

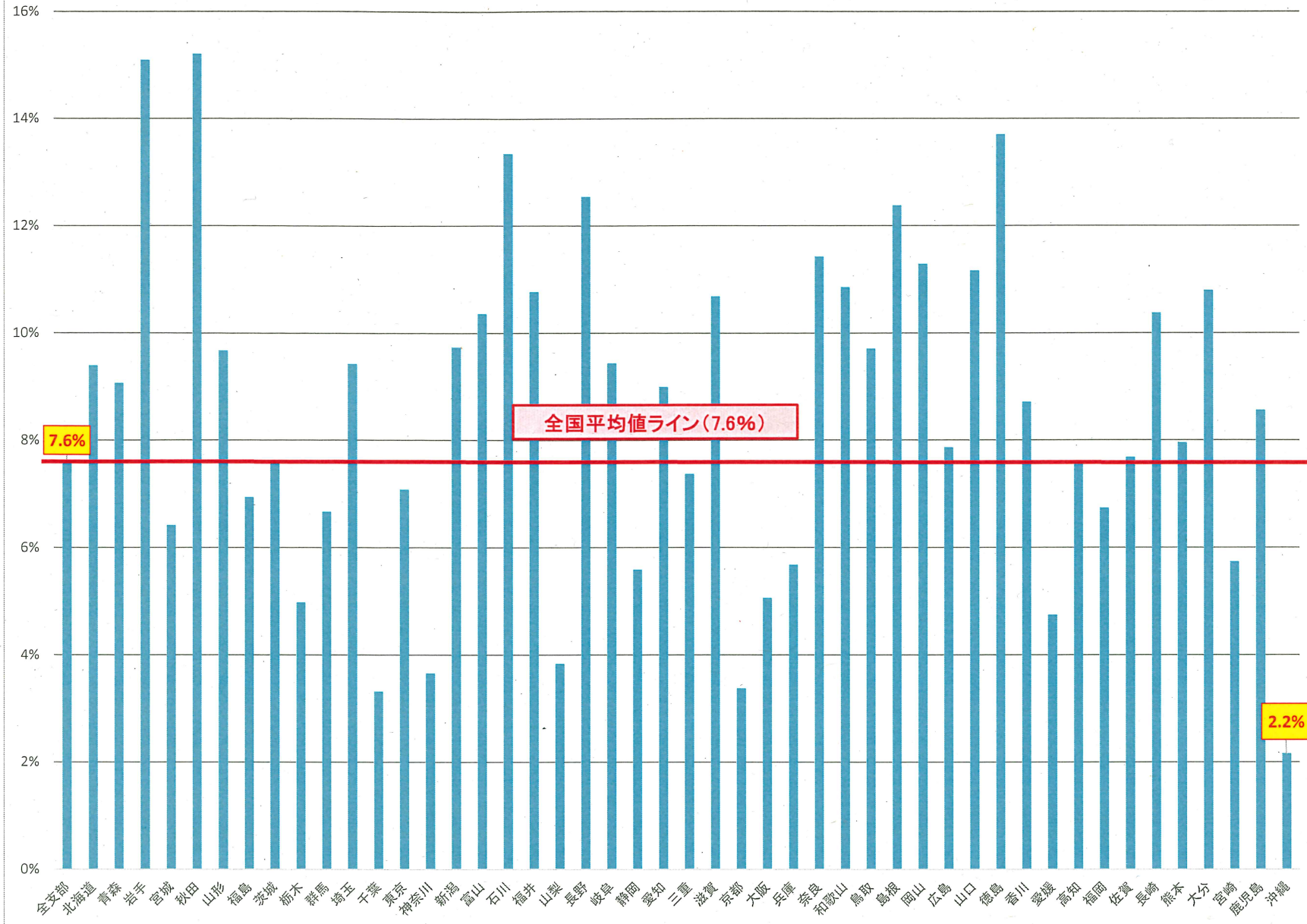
【添付資料】

- ・令和元年度事業者健診(定期健診)結果取得率(暫定値)
- ・高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
特定健康診査等に関する記録の提供

【お問い合わせ先】

〒900-8512 那覇市旭町114-4 おきでんビル8階
全国健康保険協会沖縄支部 担当: 企画総務グループ 平良
TEL:098-951-2011 FAX:098-951-2295

令和元年度事業者健診(定期健診)結果取得率(暫定値)



高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）

（特定健康診査等に関する記録の提供）

- 第 27 条 保険者は、加入者の資格を取得した者があるときは、当該加入者が加入していた他の保険者に対し、当該他の保険者が保存している当該加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。
- 2 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。
- 3 前二項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。